

## 意見書及び同意書

本件不動産について、入札または競り売り以外の方法（特別売却）により売却することに異議ありません。

また、本件差押えの前に、滞納処分による差押えがされている場合（本件申立て後に、それが判明した場合を含む。）、本件不動産に対して、開始決定と同時に評価命令を発令することに同意します。

令和 年 月 日

申立債権者

印

名古屋地方裁判所民事第2部競売係

名古屋地方裁判所一宮支部競売係

名古屋地方裁判所岡崎支部競売係

名古屋地方裁判所豊橋支部競売係

御中

（レ点を付してください。）

※上記内容に異議がある、または同意しない場合はその文言を削除し、訂正印を押す。